

令和4年度 国民健康保険料 減額賦課早見表

被保険者数	※給与所得者等	減額基準額（基準額以下であれば減額該当）		
		1号減額	2号減額	3号減額
1人	0人	430,000	715,000	950,000
	1人	430,000	715,000	950,000
2人	0人	430,000	1,000,000	1,470,000
	1人	430,000	1,000,000	1,470,000
	2人	530,000	1,100,000	1,570,000
3人	0人	430,000	1,285,000	1,990,000
	1人	430,000	1,285,000	1,990,000
	2人	530,000	1,385,000	2,090,000
	3人	630,000	1,485,000	2,190,000
4人	0人	430,000	1,570,000	2,510,000
	1人	430,000	1,570,000	2,510,000
	2人	530,000	1,670,000	2,610,000
	3人	630,000	1,770,000	2,710,000
	4人	730,000	1,870,000	2,810,000
5人	0人	430,000	1,855,000	3,030,000
	1人	430,000	1,855,000	3,030,000
	2人	530,000	1,955,000	3,130,000
	3人	630,000	2,055,000	3,230,000
	4人	730,000	2,155,000	3,330,000
	5人	830,000	2,255,000	3,430,000
6人	0人	430,000	2,140,000	3,550,000
	1人	430,000	2,140,000	3,550,000
	2人	530,000	2,240,000	3,650,000
	3人	630,000	2,340,000	3,750,000
	4人	730,000	2,440,000	3,850,000
	5人	830,000	2,540,000	3,950,000
	6人	930,000	2,640,000	4,050,000
7人	0人	430,000	2,425,000	4,070,000
	1人	430,000	2,425,000	4,070,000
	2人	530,000	2,525,000	4,170,000
	3人	630,000	2,625,000	4,270,000
	4人	730,000	2,725,000	4,370,000
	5人	830,000	2,825,000	4,470,000
	6人	930,000	2,925,000	4,570,000
	7人	1,030,000	3,025,000	4,670,000
8人	0人	430,000	2,710,000	4,590,000
	1人	430,000	2,710,000	4,590,000
	2人	530,000	2,810,000	4,690,000
	3人	630,000	2,910,000	4,790,000
	4人	730,000	3,010,000	4,890,000
	5人	830,000	3,110,000	4,990,000
	6人	930,000	3,210,000	5,090,000
	7人	1,030,000	3,310,000	5,190,000
	8人	1,130,000	3,410,000	5,290,000

減額後の1か月あたりの※均等割額			
	※未就学児	介護分なし (40~64歳以外)	※介護分あり (40~64歳)
1号 (7割減) ※未就学児は3.5割	691円	1,383円	1,798円
2号 (5割減) ※未就学児は7.5割	1,152円	2,304円	2,996円
3号 (2割減) ※未就学児は6割	1,843円	3,687円	4,793円

※この金額には所得割が含まれておりません。所得がある場合は、別途所得割がかかる場合があります。

※40歳～64歳までの方は、介護分が賦課されます。

※未就学児（誕生日が平成28年4月2日以降の方）の場合は、減額後の均等割額からさらに5割減額となります。

■ 減額賦課（均等割額の減額）とは

前年中（令和3年1月～12月）の所得が左記の基準以下の世帯については、世帯の均等割額の減額が適用となります。

【減額率と減額賦課基準額】

均等割の減額率	減額基準額（計算式）
1号減額 7割	43万円 + (給与または年金所得者の合計数 - 1) × 10万円
2号減額 5割	43万円 + (給与または年金所得者の合計数 - 1) × 10万円 + (28.5万円 × 世帯の加入者数)
3号減額 2割	43万円 + (給与または年金所得者の合計数 - 1) × 10万円 + (52万円 × 世帯の加入者数)

★ 「給与または年金所得者の合計数」とは

下記の条件に該当する方の合計数をさします。

- 給与収入が55万円以上
- 年金収入が60万円以上（64歳以下の場合）
- 年金収入が125万円以上（65歳以上の場合）

※対象者1人に対し、条件に複数当てはまる方（給与と年金両方ある方）でも、「給与または年金所得者の合計数」は1人としてカウントします。

★ 「世帯の加入数」とは

国民健康保険に加入する被保険者と、特定同一世帯所属者（後期高齢者医療制度により国民健康保険を脱退した方）の人数をさします。

■ 減額の適用には世帯主を含む加入者全員の所得の申告が必要です

減額賦課の判定には、世帯主（国保非加入含む）を含めた国保の加入者全員の所得情報が必須となります。

まだ申告をしていない場合、確定申告又は住民税の申告を提出してください。

前年中の所得がなかった場合も、申告が必要です

令和4年1月1日時点で住民登録していた住所地の住民税の担当課にて、所得申告をしてください。

■ 減額の判定において下記に該当する場合は取り扱いが異なります

65歳以上で年金所得がある場合	年金所得からさらに15万円を控除した金額で判定
青色専従者給与額及び事業専従者控除額がある場合	・必要経費に算入しない。 ・それぞれの事業専従者が当該事業から受ける給与所得の金額はないものとして判定
長期譲渡所得、短期譲渡所得がある場合	特別控除額はないものとして判定
雑損失がある場合	繰越損失適用後の金額で判定